

防整技第7394号
28.4.1
一部改正 防整技第4408号
令和3年3月23日
一部改正 防整技第21960号
令和3年12月27日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官
殿

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事標準図等活用発注指針について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事標準図等活用発注指針

第1 総 則

1 目 的

本指針は、標準図等活用発注要領について（防整技第7180号。28.3.31）（以下「発注要領」という。）第10の規定に基づき、標準図等を活用して建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を発注するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

本指針は、標準図等を活用して建設工事を発注する場合に適用する。

ただし、建築基準法第18条及び建築士法第22条の3の3に該当する建築物をA方式で発注する場合は、入札公告及び入札説明書の競争参加資格に、建築士法第3条、又は同条の2の規定に応じて、一級建築士事務所登録、又は二級建築士事務所登録を義務づけることとする。

3 区 分

発注要領による工事発注方式の区分は、次による。

なお、各方式を組み合わせ活用することができるものとし、いずれの方式においても積算価格算定に当たっては、適正性を欠くことのないように留意する。

（1）A方式

建設工事の発注に必要な標準図（標準断面図、標準構造図、標準配線図、標準配管図等）、又は類似施設の図面（同種の用途で、かつ同規模（面積、階数、平面計画、設備内容の類似等）を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して、建設工事を発注した後に詳細図等の作成に必要な調査を行い詳細図等を受注者に作成させる方式。

（2）B方式

ア B－1方式

建設工事（屋上防水、外壁改修、解体等）の対象となる既存施設の図面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して、建設工事を発注した後に数量調書の作成に必要な調査を行い数量調書を受注者に作成させる方式。

イ B－2方式

建設工事の発注に必要な成果品の設計図を分割等編集した設計図により、算出した概略数量を特記仕様書等に明示して、建設工事を発注した後に数量調書を受注者に作成させる方式。

ウ B－3方式

別途発注の設計業務が完了する前に建設工事を発注する場合で、建設工事の発注に必要な施設の概要を記述した図面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して、建設工事を発注した後に別途発注の設計業務の成果品を基に受注者と協議を行う方式。

第2 一 般

1 工事の着手及び工期

工事目的物の直接的な着手は、調査の成果及び詳細図等の承認を得て、受注者との協議及び支出負担行為担当官へ工事内容変更報告を了し、建設工事請負契約書第20条による設計図書の変更を行った後とする。

なお、工期については、調査及び詳細図等の作成に要する期間を含めて設定するものとする。

2 特記仕様書への記載

特記仕様書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事目的物の直接的な着手は、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査の成果及び詳細図等の承認を得て、発注者との協議を了し、建設工事請負契約書第20条による設計図書の変更を行った後とする。
- (2) 調査の成果品及び詳細図等の提出期限、別途発注の設計業務の名称及び履行期限、B－3方式においては別途発注の設計業務の名称及び履行期限。
- (3) 調査及び詳細図等の仕様。
- (4) 調査及び詳細図等の仕様書並びに数量調書の内容の記載。
- (5) 類似工事等の実績数量または簡略計算により算出した数量（設計数量）並びに積算条件。
- (6) 数量表に記載した設計数量と図面から求める数量に差が生じた際には、数量表に記載した数量を優先する。
- (7) 調査及び詳細図等の作成者は、当省の測量・建設コンサルタント等競争参加有資格者、かつ級別の格付を受けている者であること。
- (8) 調査及び詳細図等の作成者の測量・建設コンサルタント等の業務種別。この場合において、総合工事等で複数の業務を含む場合は、主たる業務種別とする。
- (9) 調査及び詳細図等作成の費用に応じた級別の格付。この場合において、総合工事等で複数の業務を含む場合は、それぞれの費用の合計と

する。

- (10) 調査及び詳細図等作成者の発注者への通知。
- (11) 契約後受注者が行う詳細図等作成の根拠。
- (12) 現場代理人等の原則立会の義務。ただし、情報共有システムの実施要領について（防整技第20119号。令和2年12月18日。以下「情報共有システム実施要領」という。）に基づき、詳細図等の確認等を実施する場合を除く。

3 工事の発注

工事発注に当たっての必要図書は、以下のとおりである。

- (1) 特記仕様書
- (2) 案内図及び配置図
- (3) 平面図、立面図及び標準図等

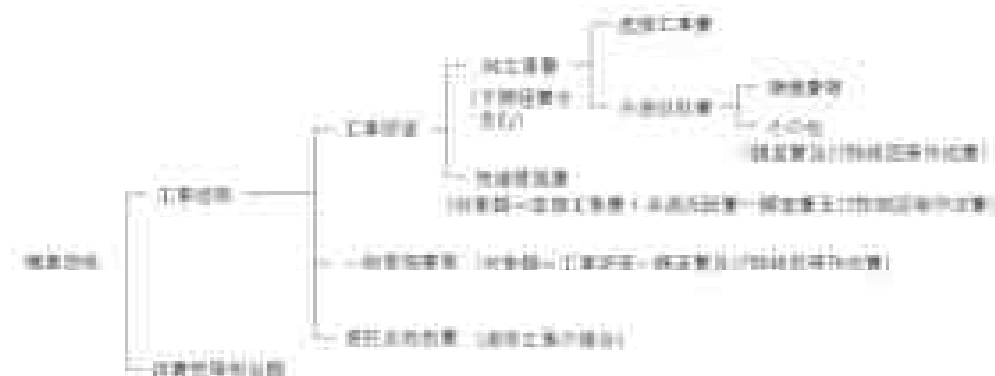
4 積算価格の精算

精算の際の材料等の価格等は原則として、原契約のものとし、新規項目については時価による。また、材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。

第3 積算価格の構成、調査費及び詳細図等作成費の算定

1 積算価格の構成

積算価格の構成は、原則として次による。



注1 積算価格は、整備計画局長及び施設技術管理官が定めた積算基準及び積算要領等に基づき算出するものとする。

注2 調査費及び詳細図及び詳細図等作成に要する経費は、「共通仮設費」の中の「その他」に「調査費及び詳細図等作成費」として計上するものとする。

2 調査費の算定

調査費の算定は、測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等について（防整技第7172号。28. 3. 31）によるものとし、消費税等相当額を含まないものとする。

3 詳細図等作成費の算定

詳細図等作成費の算定は、建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整技第7171号。28. 3. 31）等によるものとし、消費税等相当額は含まないものとする。

4 現場管理費等の算定

現場管理費及び一般管理費等の算定に当たって「調査費及び詳細図等作成費」は、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。

第4 調査及び詳細図等の作成

1 詳細図等の作成

詳細図等の作成に当たっては、監督官の指示に基づき、整備計画局長及び施設技術管理官が定めた設計基準及び設計要領等に定めるほか、本指針に定めるところにより設計するものとする。

2 調査及び詳細図等の作成者の通知

（1）調査及び詳細図等作成者の通知

ア 調査及び詳細図等を作成する際には、あらかじめ受注者から別記様式第1号による「調査及び詳細図等作成者通知書」を通知させるものとする。なお、総合工事等の場合にあっては、全ての業務について通知させるものとする。

イ 工事監督官等は、受注者から前項に基づく通知があった場合は、当省の測量・建設コンサルタント等競争参加有資格者であり、かつ級別の格付けを受けた者であることを確認（総合工事等にあっては主たる業務とする。）するとともに、順序を経て契約担当官等に提出するものとする。

（2）現場代理人等の原則立会義務

工事監督官等は、作業の途中において調査及び詳細図等作成者と協議を行う場合は、現場代理人等を原則立ち合わせるものとする。ただし、情報共有システム実施要領に基づき、詳細図等の確認等を実施する場合を除く。

3 調査及び詳細図等の承認

調査及び詳細図等の作成が完了したときは、受注者から「調査・詳細図・数量調書等承認願書」を提出させ、工事監督官が速やかに審査し、順序を経て契約担当官等の承認を得た後、「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」により受注者にその旨を通知するものとする。

第5 設計変更

1 設計変更時の積算

設計変更時の積算は、本指針第3に準じて行うものとする。

2 設計変更時の調査及び詳細図等の作成

設計変更時の調査及び詳細図等の作成は、本指針第4に準じて行うものとする。

第6 その他

通常の工事方式で発注した工事についても計画変更による設計変更が生じた場合は、本指針に準じて調査及び詳細図等作成に要する必要経費を見込むことができる。

第7 特例

本指針によりがたい場合は、施設技術管理官の承認を得て他の方法によることができる。

様式第 1 号(第 4 第 2 項関係)

令和 年 月 日

契約担当官等
殿

受注者 住所
氏名

調査及び詳細図等作成者通知書

_____の標記について、下記のとおり測量・建設コンサルタント等業務に係る資格審査結果通知書（写し）を添えて通知します。

記

業務種別	商号等	住所	電話・FAX	登録番号	業務責任者名

- ※ 1 測量・建設コンサルタント等業務に係る「資格審査結果通知書（写し）」を添付する。
- ※ 2 総合工事等における測量・建設コンサルタント等業務に係る「資格審査結果通知書（写し）」の添付は、主たる業務のみとする。

様式第 2 号（第 4 第 3 項関係）

調査・詳細図・数量調書等承認願書

工事名 _____

別添資料のとおり調査・詳細図の作成・数量調書の作成が完了したので、承認をお願いします。

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者 住所
氏名

様式第 3 号（第 4 第 3 項関係）

調査・詳細図・数量調書等承認通知書

工事名

令和 年 月 日付で承認願いのあった調査・詳細図・数量調書を承認したので、通知します。

令和 年 月 日

受注者 住所
氏名 殿

契約担当官等